

広島県消費者啓発講座講師の登録・派遣に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者となり、安全で安心して暮らすことができる消費者被害のない広島県を実現するため、県内で実施される消費者啓発講座等（以下「講座等」という。）に講師として活動可能な者を広島県消費者啓発講座講師（以下「啓発講座講師」という。）として登録し、派遣することについて必要な事項を定める。

(啓発講座講師の登録)

第2条 県は、次の各号に適合する者からの登録申請に基づき、適正に講座の講師として活動することが可能と認められた者を啓発講座講師として登録する。

- (1) 消費生活相談員、消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する者
- (2) その他、消費者教育に関する専門的知識や資格を有する等、消費生活課長が適当と認めた者

(登録の申請)

第3条 啓発講座講師の登録を希望する者は、広島県消費者啓発講座講師登録（更新）申請書（第1号様式）をメール、FAX又は郵送により県に提出するものとする。

(登録の決定)

第4条 県は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認められた者については、啓発講座講師として登録し、氏名、対象分野等を広島県消費者啓発講座講師登録名簿（第2号様式）に登載するとともに、広島県消費者啓発講座講師登録決定通知書（第3号様式）を交付する。

- 2 前項の審査により、広島県消費者啓発講座講師として登録しないことを決定した場合は、広島県消費者啓発講座講師登録不承認決定通知書（第4号様式）を交付する。

(登録期間)

第5条 啓発講座講師の登録期間は、第4条第1項の規定による登録をした日から3年を越えない3月31日までとする。

(登録の更新)

第6条 啓発講座講師としての登録は、更新することができる。

- 2 登録更新希望者は、登録期間が満了する日の1か月前までに、広島県消費者啓発講座講師登録（更新）申請書（第1号様式）を消費生活課長に提出しな

なければならない。

(啓発講座講師の公表)

第7条 県は、啓発講座講師の氏名及び対象分野を広島県ホームページへの掲載等により公表するものとする。

2 県は、広島県消費者啓発講座講師登録名簿に登録された個人情報、広島県個人情報保護条例(平成16年広島県条例第53号)に定められた手続に従い適正に管理するものとする。

(登録の取消し)

第8条 県は、次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 啓発講座講師が要綱の趣旨に反する行為を行ったとき又は行うおそれがあると認められるとき
- (2) 啓発講座講師が次条に規定する業務内容に違反する等著しく不誠実であると認められるとき
- (3) 啓発講座講師から登録辞退の申し出があったとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、県が登録の取消しを適当と認めたとき

(啓発講座講師の業務等)

第9条 啓発講座講師は、第11条の規定により派遣が決定した講座等において、消費者啓発に関する講義、講演等を行う。

2 啓発講座講師は、県が実施する消費者啓発講座講師研修会をはじめとした消費生活の研修会等に任期中1回以上参加するなど、自己研鑽に努めるものとする。

(派遣の対象)

第10条 啓発講座講師を派遣する講座等は、行政、学校、各種団体等が実施する講座等で、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 消費者被害についての知識等の習得、消費者被害防止の啓発・普及又は消費者教育推進に資すると認められるものであること。
- (2) 県内で実施されるものであること。
- (3) 県内に居住する者又は県内に通勤若しくは通学する者を対象として実施されるものであること。
- (4) 受講者が原則10名以上見込まれるものであること。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。

(啓発講座講師の派遣)

第11条 啓発講座講師の派遣を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、広島県消費者啓発講座講師派遣申請書(第5号様式)を、原則派遣希望日の30日前までにメール、FAX又は郵送により県に提出するものとする。

- 2 県は、前項の申請があった場合において、広島県消費者啓発講座講師登録名簿に掲載した啓発講座講師の中から最も適した啓発講座講師を選定し、広島県消費者啓発講座講師派遣要請通知書（第6号様式）により、当該啓発講座講師に対して業務の実施を要請するものとする。この場合において、県は、必要に応じ、依頼者と啓発講座講師との間で派遣日時、講座内容等を調整するものとする。
- 3 派遣する啓発講座講師は、原則1名とする。ただし、講座等の内容により、複数の講師を派遣する必要があると判断される場合にはこの限りでない。
- 4 県は、派遣を決定した場合には、広島県消費者啓発講座講師派遣決定通知書（第7号様式）により、派遣する啓発講座講師の氏名を依頼者に通知するものとする。
- 5 派遣目的が不適切又は派遣日程の調整が出来ないなど派遣することが適当でないとは決定したときは、その旨を依頼者に通知するものとする。
- 6 啓発講座講師の派遣にあたっては、必要に応じ、県職員を同行させる場合がある。

（実施報告書の提出）

- 第12条 啓発講座講師の派遣を受けた依頼者は、派遣を受けた日から15日以内に、広島県消費者啓発講座講師派遣実施報告書（依頼者用）（第8号様式）を、メール、FAX又は郵送により県に提出しなければならない。
- 2 学校で実施した講座等県が必要と判断した講座等については、依頼者は別途定める受講者アンケートを実施のうえ、県に提出しなければならない。
 - 3 講座等に派遣された啓発講座講師は、派遣された日から15日以内に、広島県消費者啓発講座実施報告書（第9号様式）を、メール、FAX又は郵送により県に提出しなければならない。

（経費負担）

- 第13条 啓発講座講師の派遣に要する経費のうち、啓発講座講師に対する旅費及び謝金は、県が予算の範囲内において負担するものとする。
- 2 県が負担する経費以外の経費（会場費、印刷費等の講座等の開催経費等）は、依頼者が負担するものとする。

（その他）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、啓発講座講師の登録及び派遣に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月22日から施行する。
- 2 「広島県消費者啓発講座講師登録制度実施要領」（平成24年7月27日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

広島県消費者啓発講座講師登録（更新）申請書

令和 年 月 日

広島県環境県民局消費生活課長 様

申請者 氏名

広島県消費者啓発講座講師として登録（更新）を受けたいので、広島県消費者啓発講座講師の登録・派遣に関する要綱第3条（第6条）の規定に基づき、次のとおり申請します。

また、登録された場合は、広島県消費者啓発講座の周知のため、広島県ホームページ等において、氏名及び対象とする分野を掲載することについて承諾いたします。

ふりがな			
氏名			性別 男 女
生年月日	年 月 日生（ 歳）		
住所・連絡先	〒 -		
	電話（ ） -	FAX（ ） -	
	E-mail アドレス		
勤務先	[住所：]		
派遣可能な曜日等	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 その他 []		
消費生活に関する資格及び取得年月			
相談員経験の有無及び経験年数	<input type="checkbox"/> 有（通算 年）		<input type="checkbox"/> 無
講師実績の有無及び主な実績	<input type="checkbox"/> 有（次の欄に主な実績を御記入ください）		<input type="checkbox"/> 無
	【実績】		
消費生活に関する略歴			
対象とする分野 (講師紹介等に使用します)			
その他特記事項	その他派遣に係る条件等があれば記載してください。例：車の運転の可否		
受講した研修等 ※更新の場合のみ記載	1年目	2年目	3年目

※お預かりした個人情報、広島県消費者啓発講座講師登録制度に関するものみに使用し、氏名及び対象とする分野を広島県消費者啓発講座の周知ため使用する場合を除き、第三者には提供しません。

広島県消費者啓発講座講師登録名簿

登録 番号	ふりがな 氏 名	住 所	連絡先（電話）	対象分野

令和 年 月 日

様

広島県環境県民局消費生活課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

広島県消費者啓発講座講師登録決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった広島県消費者啓発講座講師登録（更新）について、次のとおり広島県消費者啓発講座講師として登録することを決定しました。

登 録 日	年	月	日
登録期間の終期	年	月	日

令和 年 月 日

様

広島県環境県民局消費生活課長
（〒730-8511 広島市中区基町10-52）

広島県消費者啓発講座講師登録不承認決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった広島県消費者啓発講座講師登録（更新）申請書
について、次の理由により不承認としました。

（理由）

令和 年 月 日

広島県環境県民局消費生活課長 様

申請者 住所
氏名

広島県消費者啓発講座講師派遣申請書

次のとおり啓発講座を開催したいので、消費者啓発講座講師の派遣を希望します。

連 絡 先	団 体 等 名		
	担 当 部 署 名		
	担 当 者 名		
	T E L		
	F A X		
	E - m a i l		
目 的 ・ 概 要	開 催 日 時	第1希望	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
		第2希望	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
		第3希望	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	開 催 場 所 (所在地・名称)		
	対 象 者		(名)
	講 座 の 名 称		
	希 望 す る 講 義 内 容		
条 件 等	会 場		
	器 材		
	そ の 他		
備 考			

※ 派遣希望日の30日前までに申し込んでください。

令和 年 月 日

様

広島県環境県民局消費生活課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

広島県消費者啓発講座講師派遣要請通知書

令和 年 月 日付の広島県消費者啓発講座講師派遣申請について受諾することとしたので、この講座の消費者啓発講座講師を要請します。

- 1 派遣日
- 2 派遣場所
- 3 添付書類 広島県消費者啓発講座講師派遣申請書（写し）
- 4 その他

令和 年 月 日

様

広島県環境県民局消費生活課長
 (〒730-8511 広島市中区基町10-52)

広島県消費者啓発講座講師派遣決定通知書

次のとおり広島県消費者啓発講座講師の派遣を決定しました。
 なお、派遣に係る問合せは、次の連絡先へお願いします。

申請年月日	令和 年 月 日 ()
派遣日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
派遣先 (団体名)	
派遣場所	
(ふりがな) 講 師	-----
啓発講座 の 内 容	
連 絡 先	広島県環境県民局消費生活課消費政策グループ E-mail アドレス kansyouhi@pref.hiroshima.lg.jp 電 話 (082) 513-2730 FAX (082) 223-6121

令和 年 月 日

広島県環境県民局消費生活課長 様

依頼者 住所

氏名

TEL () -

広島県消費者啓発講座講師派遣実施報告書（依頼者用）

広島県消費者啓発講座講師の登録派遣に関する要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

開催日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
開催場所		
実施内容	テーマ	
	受講者	名 年齢層、性別等 ()
評価	<p><u>主催者からみて出前講座の説明は分かりやすかったですか？</u></p> <input type="checkbox"/> とても分かりやすかった <input type="checkbox"/> 分かりにくいところもあった <input type="checkbox"/> 分かりやすかった <input type="checkbox"/> 分かりにくかった <input type="checkbox"/> 普通だった	
	<p><u>参加者は講座の内容を理解できましたか？</u></p> <input type="checkbox"/> 良く理解できた <input type="checkbox"/> 理解できないところもあった <input type="checkbox"/> 理解できた <input type="checkbox"/> ほとんど理解できなかった	
評価	<p><u>今後も出前講座を利用したいと思いますか？</u></p> <input type="checkbox"/> 無料なら利用したい <input type="checkbox"/> 有償でも利用したい (1回 円程度まで) <input type="checkbox"/> 利用したくない	
	<p>【評価の理由】 (一言でも結構ですので、必ずご記入ください。)</p>	
参加者の感想等 (一言でも結構ですので、必ずご記入ください。)		
その他の御意見、御要望		

講座等の実施日から15日以内に報告書を提出してください。

様式第9号（第12条関係）

令和 年 月 日

広島県環境県民局消費生活課長 様

消費者啓発講座講師 住所
氏名

広島県消費者啓発講座実施報告書（消費者啓発講座講師用）

広島県消費者啓発講座講師の登録派遣に関する要綱第12条第3項の規定に基づき、
次のとおり報告します。

実施日時	令和 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
実施場所	
実施内容	テーマ：
	年齢層等：
	受講者数： 名
感想	
配布資料	
ビデオ上映	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無
備考	

講座等の実施日から15日以内に報告書を提出してください。